

60. 家庭裁判所に協力して行う非行少年の更生と福祉に関する諸活動

グループ名 山口少年友の会
 代表者 中光弘治

① 活動の目的

家庭裁判所が行う非行少年に対する保護、矯正のための審判の中で、保護者に恵まれない少年に対する保護者代わりに付添人活動を行ったり、再犯防止のために行われる家庭裁判所の各種教育的措置において、ボランティアとして市民目線での参加協力を行ったりすることによって、それら少年の社会復帰を支援し、健全育成に資することを目的とする。その他上記目的を促進するための研修活動や広報活動も行う。

② 活動概要

当会の広報活動は、設立以来広報誌発行を中心に精力的に活動を続けてきた。その背景には広報部員の努力と共に家庭裁判所の関係者、友の会会員などの寄稿による協力が大きな力となっている。

平成20年4月の創刊号から、年2回10～22ページ、各300～450部を作成してきた。会員だけでなく、県内裁判所及び調停協会、全国各県友の会、県弁護士会、少年鑑別所等各関係機関へ発送し広報している。

③ 決算報告書

収入	大同生命厚生事業団助成金	100,000円
支出	広報誌印刷代(51,840円×2回)	103,680円
	広報誌発送代(80円×130通×1回)	10,400円
	広報誌発送代(77円×115通×1回)	8,855円
合 計		122,935円




平成29年(2016年)10月17日発行 山口少年友の会 第19号

編集発行：山口少年友の会
〒753-0268 山口県美祿町1-1-1
山口少年友の会事務局
TEL: 0833-822-1100

山口少年友の会

子どもへの支援の在り方をひとつ

山口家庭裁判所
首席家裁調査官 山口 良一



私は昭和57年に広島家裁に採用され、以後、10何年かの家裁勤務を経て、平成27年4月から山口家裁で働くことになりました。家裁で働くに様々な障がいを持つ「子ども総合病院」のケースワーカーをしていましたので、結構長い間未成年の子どもの関わりを続けてきたことになりました。以下、家裁の経験の中で記憶に残っている二つの事例を紹介したいと思います。

物心ついた頃から母方祖父の下で育ち、実父母の面影を知らない16歳の少女は、不特定多数の異性と不貞交遊を繰り返して、シンナーに染れる生活を送っていました。親代わりの祖父の言いつけにも従わず、自分の存在感にもフツフツとした嫌な感覚を持っていました。自分が生まれた起源(実父母)を知ることは自分の人生に責任を持つための必要ですが、少女にはそれができていません。私は、試験観察中、祖父から聞いた断片的な実父母の情報をもとに、ロールプレイング法(自分がイメージした相手との仮想対話)を使って、少女自身に実父母の出会いから自分の出生に至るまでの物語をやらせました。たどたどしいながらも、少女自身にその出生のスタートとなる物語をやらせた意義は大きく、おぼろげながらも自分の存在が、家出やシンナー漬けはなくなり、家事手伝いにも動いて定時制高校に通うなど少女の行動がかなり落ち着いたため、不特定で繰り返すようになりました。

もう一つの事例は、実父・祖母の下で生活しながら、後入途を繰り返して連続された17歳の少年です。少年は、事件で「どのような状況にも使います。」と、使いたまま小声でやっと思言できるような気弱な性格で、反省も深かったため、保護観察処分になりました。少年はすんなりと認めませんでした。私はこの少年の事件の背景に、小学時代に生き別れた実母への思慕が絡んでいるのではないかと感じ、裁判官に相談して、音信不通となっていた少年の実母の住所を調べ、事件後の少年に手紙を書くこと、実父と祖母には、少年が実母と再会する場合にはこれを許すしてほしいことをお願いしました。翌年の正月、少年と実母から届いた年賀状には、少年が実母と共に生活しており、実母は少年の立ち振る舞いも褒めてくれていることが記されていました。

事件を起こす子どもの家庭事情は様々で、子どもたちの成熟度も様々です。しかし、丁寧に聞き取りをすると、どのような子どもも何が何

目次	① 子どもへの支援の在り方をひとつ	1	④ 中間会議	10
	② 裁判所による法的後援制度	2	⑤ 理事報告	12
	③ 裁判所からの支援	3	⑥ スタッフ紹介	13
	④ 裁判所からの支援	4	⑦ 助成金・寄付・収入会員	14
	⑤ 裁判所からの支援	5	⑧ 役員会・審判・手続	15
	⑥ 裁判所からの支援	6	⑨ 委員会より	16

(11)

平成29年(2017年)6月30日発行 山口少年友の会 第19号

編集発行：山口少年友の会
〒753-0268 山口県美祿町1-1-1
山口少年友の会事務局
TEL: 0833-822-1100

山口少年友の会

会長挨拶

新会長として友の会に思うこと

山口少年友の会 会長 中光 弘治



敬愛する石村太郎先生から「会長職をやめるべきでないで、後任として引き受けていただけないか」と言われてしまいました。もはや会長職をお断りする理由も見当たらず、素直に「はい」と答えてしまい、お引き受けることにしました。

当会の総会に当たり会則をよき読めば、石村先生が会長職を引き継ぎつとめられることに何の障害もないことが分かります。あれ？と思わないわけではなかったが、既に理事会で承認されていることであり、総会では何もいえないまま承継にまわりました。

さて、当会は、その目的を「山口家庭裁判所で扱う少年の更生及び福祉のため、家庭裁判所に協力すること」(会則第二条)とし、そのための事業として保護的措置への援助・連絡や指導委託の開始、関係機関との協議・連絡や広報、付添人活動、各種の支援活動、研修、事例検討等を行っている。

今総会での会則改正により弁護士会を普通会員として迎えることになった。そこで、弁護士付添人との共同付添人活動の拡大、弁護士会子どもの権利委員会との合同研修等の連携強化が当面の課題といえる。

刑事事件と少年事件の切り口は異なる。少年事件は心理学的解釈がどうしても必要となる場面が多い。心理学者や臨床心理士による研修、協力・サポート体制ができればと思う。

さらに少年の更生と福祉のための活動であれば、市内の大手の児童館や児童センターとの連携や共同研修、協力児童センターの連携も視野に入っていることである。また、法務省のテリトリーであるため、当会の目的が家庭裁判所に協力することであることから、今後調査に検討していくことになる。

まずは、理事会における議論を精鋭しながら、活動の継続・深化をはかってゆきたい。



目次	① 会長挨拶	1	④ 中間会議	10
	② 山口少年友の会を志すに当たり、思うこと	2	⑤ 理事報告	12
	③ 平成29年度通常総会報告	3	⑥ スタッフ紹介	13
	④ 第1回全国地区少年友の会総会報告	4	⑦ 助成金・寄付・収入会員	14
	⑤ 第1回全国大会参加報告	5	⑧ 役員会・審判・手続	15
	⑥ 付添人活動の準備と進め方	6	⑨ 委員会より	16

(11)